

(一社)栃木県労働基準協会連合会長より栃木労働局が  
実施する労働災害防止運動の周知と取組要請がありました。

(一社)栃木労働基準協会連合会長より、令和4年5月19日付け栃協連収第32号「[栃木労働局から労働災害防止への周知依頼と取組要請について\(ご依頼\)](#)」をもって、令和3年の栃木労働局管内の労働災害が大幅に増加し、令和4年4月末日現在、その増加傾向に歯止めがかからないことをうけて、各労働災害防止団体等に栃木労働局長名で「[労働災害防止運動の実施について\(協力要請\)](#)」が発出されたこと。

具体的には、行動災害の起因となる不安全行動等の”あぶない行動“につながる”あわてる“”あせる“”あなどる“を”しない・させない“ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしたというものです。

栃木労働局では、6月1日～令和5年3月31日まで以下の「『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱」により実施することとしており、会員事業場におかれましてもより積極的な安全衛生活動にお取組いただきますようお願い致します。

○『[Aない声かけ運動！プラス](#)』実施要綱（[栃木労働局](#)）